平成28年版

過労死等防止対策白書

(平成27年度年次報告)

〔骨子〕

厚生労働省

平成28年版 過労死等防止対策白書 ≪骨子≫

▶ 過労死等防止対策推進法(議員立法により平成26年成立・施行)に基づき、国会に報告を行う法定白書。今回が初めての国会報告。

≪参考≫ 過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)

(年次報告)

第6条 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた 施策の状況に関する報告書を提出しなければならない。

白書の構成

第1章 過労死等の現状

第1節 過労死等の現状

第2節 労働・社会面からみた過労死等の状況

第2章 過労死等防止対策推進法の制定

第1節 過労死等防止対策推進法の制定の経緯

第2節 過労死等防止対策推進法の概要

第3章 過労死等の防止のための対策に関する 大綱の策定

第1節 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定の経緯

第2節 過労死等の防止のための対策に関する大綱の概要

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況

第1節 調査研究等

第2節 啓発

第3節 相談体制の整備等

第4節 民間団体の活動に対する支援

(資料編)

- 1 関係法令等
- 2 関係指針・通達等
- 3 過労死等防止対策関係予算の状況
- ※ 民間団体の取組をコラムで紹介

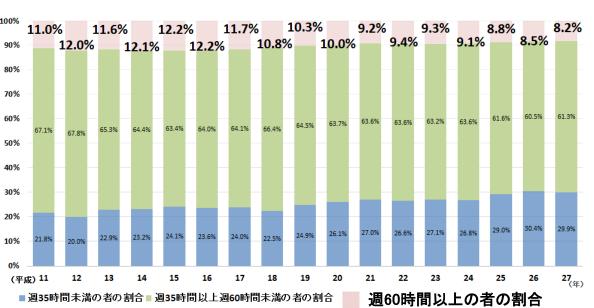
過労死等とは?(定義)

- ➤ 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ▶ 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

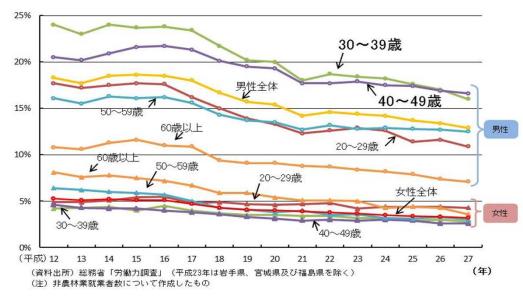
第1章 過労死等の現状 第1節 過労死等の現状

- ▶我が国の労働者1人当たりの年間総実労働時間は緩や かに減少しているが、パートタイム労働者を除く一般労 働者の年間総実労働時間は2,000時間前後で高止まり。
- ▶1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合は、平 成15、16年をピークとして概ね緩やかに減少しているが、 30歳代、40歳代の男性で週60時間以上就業している者 の割合が高い傾向は変わらない(第1-1図、第1-2図)。
- ➤年次有給休暇の付与日数は長期的には微増しているも のの、取得率は平成12年以降5割を下回る水準(第1-3 図)。

1週間の就業時間別の雇用者の割合



第1-2図 1週間の就業時間が60時間以上の就業者の割合





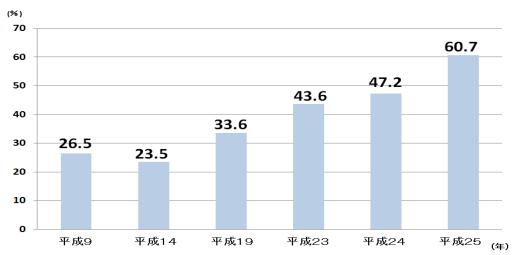
- 4. 平成25年以前の調査対象:「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」→平成26年の調査対象:「常用労働者が30人以上の民営企業(複合サービス事業を含む)」(※医療法人等の会社組織以外の

第1章 過労死等の現状

第1節 過労死等の現状

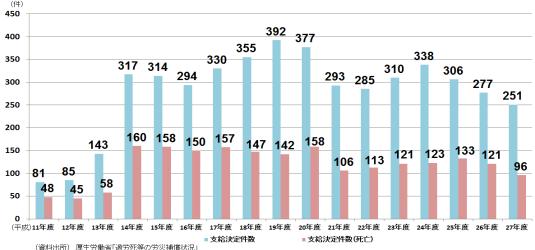
- ▶メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所は増えてきてはいるが(第1-4図)、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は5割を超えている。
- →脳・心臓疾患に係る労災の支給決定件数は、平成14年度に300件を超えて以降、200件台後半~300件台で推移 (第1-5図)。
- ▶精神障害に係る労災の支給決定件数は、平成24年度以降400件台で推移(第1-6図)。

第1-4図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合



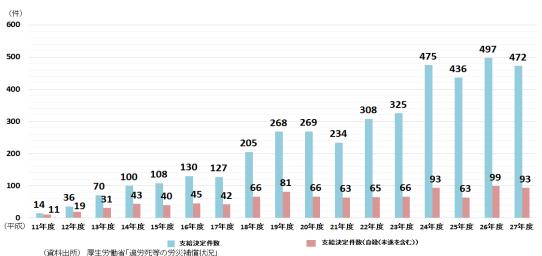
(資料出所)厚生労働省「労働者健康状況調査」 ただし、平成23年は厚生労働省「労働災害防止対策等重点調査」 平成25年は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」

第1-5図 脳・心臓疾患に係る労災の支給決定件数の推移



(資料出所) 厚生労働省)過労が等の労災補償状況」 (注) 1. 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。 2. 支給決定件数(死亡)は支給決定件数の内数である。

第1-6図 精神障害に係る労災の支給決定件数の推移



(注) 1. 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。 2. 支給決定件数(自殺(未遂を含む。))(1支給決定件数の内数である。

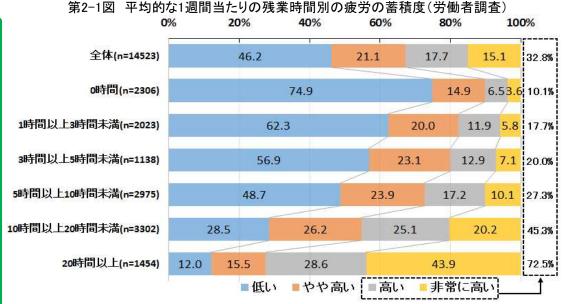
第1章 過労死等の現状

第2節 労働・社会面からみた過労死等の状況

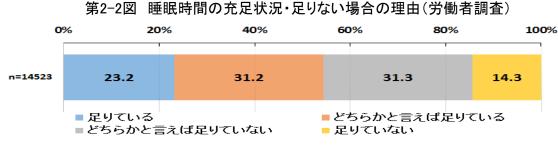
労働時間だけでなく、生活時間等の労働者側の状況等も含めた要因及びそれらの関連性も分析し、労働・社会面からみた過労死等の状況を探るため、企業及び労働者を対象としたアンケート調査を実施(平成27年12月~平成28年1月)。

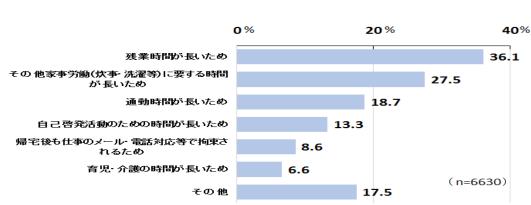
企業調査 約1万社(回答1,743件) 労働者調査 約2万人(回答19,583件)

- →平均的な1か月の時間外労働時間が45時間超と回答した 企業の割合は、①運輸業、郵便業、②宿泊業、飲食サー ビス業、③卸売業、小売業の順に多い(企業調査)。
- ▶1か月の時間外労働時間が最も長かった月において、80時間超と回答した企業の割合は、①情報通信業、②学術研究、専門技術サービス業、③運輸業、郵便業の順に多い(企業調査)。
- ▶残業時間が長いほど、『疲労の蓄積度』及び『ストレス』が 「高い」者の割合が高い(第2-1図)(労働者調査)。
- →睡眠時間の足りない理由として、「残業時間が長いため」 が最も多いが、「その他家事労働(炊事・洗濯等)に要する 時間が長いため」、「通勤時間が長いため」も一定の割合 を占める(第2-2図)(労働者調査)。



(注)厚生労働省が平成16年に公表した「労働者の疲労蓄積度自己チェックリスト」により判定した。





第2章 過労死等防止対策推進法の制定

➤過労死は、1980年代後半から社会的に注目され始め、その後、民間団体の活動を契機に、社会的な気運が高まり、平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立した。

昭和63年 電話相談窓口「過労死110番」を初め (1988) て実施

平成3年「全国過労死を考える家族の会」結成 (1991)

過労死等防止対策推進法の概要

- ①総則
- ②過労死等の防止のための対策に関する大綱
- ③過労死等の防止のための対策
- ④過労死等防止対策推進協議会
- ⑤過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措 置等

第3章 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定

- ➤過労死等防止対策推進協議会の意見を聴いて過労死等の防止のための対策に関する大綱が閣議決定された(平成27年7月)。
- ▶協議会委員には当事者代表委員等も含み、 平成26年12月に第1回協議会を開催し、平 成27年5月の第5回協議会まで大綱案の 議論が続けられた。

過労死等の防止のための対策に関する大綱の概要

- ①調査研究等
- ②啓発
- ③相談体制の整備等
- ④民間団体の活動に対する支援

〈データベースを活用〉

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況

第1節 調査研究等

- ▶過労死等の実態の解明のためには、多角的、学際的な視点からの実態解明のための調査研究を進めていくことが、効果的な予防対策に資する研究を行うことが必要。
 - ≫総合的な労働安全衛生研究(平成27年度~、労働安全衛生総合研究所ほか)
- 1 労災認定事案等の分析
- <27年度>労災認定事案のデータベース構築

【データベース化の対象】

平成22年1月~27年3月の認定事案

- ①脳•心臓疾患事案
- ②精神障害事案

調査復命書の収集、電子データ化、データベース構築と検証

脳・心臓疾患事案の解析

<27年度>解析の基盤となる基礎集計を実施。

精神障害事案の解析

<27年度>解析の基盤となる基礎集計を実施。

運輸業における脳・心臓疾患事案の解析

2 疫学研究

- (1) 職域コホート研究
 - ●労働者集団を長期間追跡調査し、長時間労働等と 健康の関連について検討

<27年度>調査の準備作業を実施。

- (2) 職場環境改善に向けた介入研究
 - ●対象事業場において、職場環境を改善するための 取組を実施し、その効果を検証

<27年度>協力事業場の候補選定、調査計画の設計等の 準備作業を実施。

3 実験研究

●長時間労働等のリスク要因による循環器負担への 影響を研究

<27年度>本実験に向けての予備実験を実施。

>労働・社会分野の調査・分析(第1章第2節参照)

第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況

第2節 啓発

- (1)国民に向けた周知・啓発
- (2)大学·高等学校等における労働条件に関する啓 発
- (3)長時間労働の削減のための周知・啓発
- (4)過重労働による健康障害防止に関する周知・啓発
- (5)「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進
- (6)メンタルヘルスケアに関する周知・啓発
- (7)職場のパワーハラスメントの予防・解決のための 周知・啓発

第3節 相談体制の整備等

- (1)労働条件に関する相談窓口(労働条件相談ほっとライン)の設置
- (2)メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に 関する相談窓口の設置
- (3)産業医等相談に応じる者に対する研修等

第4節 民間団体の活動に対する支援

〇過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 (全国29か所)

民間団体と連携してシンポジウムを開催